

「ひきこもり等困難を抱える若者に対する SNS 相談業務委託」提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

提案書の内容を評価し、評価点を与えます。評価委員 1 人あたりの評価点の満点は 106 点とします。

3 評価点の最も高い者が 2 人以上あるときの対応

評価委員の投票で多数決により当該同点者の順位を決定します。票数が同数の場合には委員長の判断により決定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取り扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員会の評価点は無効とします。

5 評価方法

(1) 評価項目、評価の着目点及び配点の詳細については、以下の「ひきこもり等困難を抱える若者に対する SNS 相談業務委託」プロポーザル評価基準のとおりです。

(2) 各評価項目について、2 段階（1、0）又は 3 段階（5、3、0）によって評価を行います。また、各評価項目の評価点は、実施した評価に各項目の掛率を乗じて算出します。

【例：3 段階評価で掛率が 2 の場合】

評価が 5 の場合評価点は $5 \text{ 点} \times 2 = 10 \text{ 点}$

評価が 3 の場合評価点は $3 \text{ 点} \times 2 = 6 \text{ 点}$

評価が 0 の場合評価点は $0 \text{ 点} \times 2 = 0 \text{ 点}$

(3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。

(4) 評価委員 1 人あたりの持ち点の 60% を基準点とし、採点の結果、1 人でも基準点に満たなかった場合は不適合とします。

ひきこもり等困難を抱える若者に対するSNS相談業務委託に係る評価基準

ア 業務実績		配点	評価	評価基準	掛率
①	ひきこもり等困難を抱える若者に対する相談事業の実績はあるか	5	5	ひきこもり等困難を抱える若者に対する相談事業の実績が複数ある	× 1
			3	ひきこもり等困難を抱える若者に対する相談事業の実績がある	
			0	ひきこもり等困難を抱える若者に対する相談事業の実績がない	
②	LINEによる相談事業の実績はあるか	5	5	LINEによる相談事業の実績が複数ある	× 1
			3	LINEによる相談事業の実績がある	
			0	LINEによる相談事業の実績がない	
イ 業務実施体制		配点	評価	評価基準	掛率
①	配置予定者がLINEによる相談事業の業務経験を有しており、業務実施に必要な人員が配置されているか	10	5	LINEによる相談事業の業務経験を有した者が複数配置されており、業務実施に必要な人員が配置されている	× 2
			3	LINEによる相談事業の業務経験を有した者が配置されており、業務実施に必要な人員が配置されている	
			0	LINEによる相談事業の業務実施に必要な人員が配置されていない	
ウ 提案内容		配点	評価	評価基準	掛率
①	本事業の趣旨・目的を正確に理解した提案内容となっているか。	15	5	本事業の趣旨・目的を正確に理解しており、非常に効果的な提案がされている	× 3
			3	本事業の趣旨・目的を正確に理解しており、一定程度、効果的な提案がされている	
			0	本事業の趣旨・目的を正確に理解しておらず、効果的な提案がされていない	
②	相談内容や各種制度等の業務に関する知識の蓄積・共有、業務を円滑に行うための体制が組まれており、相談者一人ひとりに応じた相談対応が可能か	15	5	相談内容や各種制度等の業務知識の蓄積・共有、業務を円滑に行うための十分な体制が組まれており、相談対応方法に、非常に効果的な提案がされている	× 3
			3	相談内容や各種制度等の業務知識の蓄積・共有、業務を円滑に行うための体制が組まれており、相談対応方法に、一定程度、効果的な提案がされている	
			0	相談内容や各種制度等の業務知識の蓄積・共有、業務を円滑に行うための体制が組まれておらず、相談対応方法も、効果的な提案がされていないといえない	
③	受けた相談に対する、青少年相談センターへのつなぎや関係機関等の案内方法を適切かつ確実に行うことができる体制となっているか	20	5	青少年相談センターへのつなぎや関係機関等の案内方法に、非常に効果的な提案がされている	× 4
			3	青少年相談センターへのつなぎや関係機関等の案内方法に、一定程度、効果的な提案がされている	
			0	青少年相談センターへのつなぎや関係機関等の案内方法に、効果的な提案がされていない	
④	円滑に相談対応ができるシステムの構築が可能か。	10	5	円滑に相談対応できるシステムの構築ができており、実効性が高い	× 2
			3	円滑に相談対応できるシステムの構築ができており、実効性が概ねある	
			0	円滑に相談対応できるシステムの構築ができておらず、実効性に乏しい	
⑤	相談内容を適切に記録・整理・集計し、委託者が詳細分析等可能な状態で報告する方法となっているか。	10	5	相談内容が適切に記録・整理・集計されており、委託者が詳細分析等可能な報告書となっている	× 2
			3	相談内容を適切に記録・整理・集計されており、委託者が一定程度、分析等可能な報告書となっている	
			0	相談内容を適切に記録・整理・集計されておらず、委託者が分析等可能な報告書となっていない	
⑥	相談者一人ひとりに応じた相談対応とそれを実践するための相談員に対する適切な研修の実施、マニュアルの作成が可能か	10	5	相談者一人ひとりに応じた相談対応とそれを実践するための相談員に対する適切な研修の実施や、マニュアルの作成について、非常に効果的な方法が示されている	× 2
			3	相談者一人ひとりに応じた相談対応とそれを実践するための相談員に対する適切な研修の実施や、マニュアルの作成について、一定程度、効果的な方法が示されている	
			0	相談者一人ひとりに応じた相談対応とそれを実践するための相談員に対する適切な研修の実施や、マニュアルの作成について、効果的な方法が示されていない	

エ ワークライフバランスに関する取組		配点	評価	評価基準	掛率
①	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定	1	1	策定し、労働局に届け出ている（従業員101人未満の場合のみ加算）	× 1
			0	策定していない、又は策定しているが従業員101人以上である	
②	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定	1	1	策定し、労働局に届け出ている（従業員301人未満の場合のみ加算）	× 1
			0	策定していない、又は策定しているが従業員301人以上である	
③	次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、若しくは、よこはまグッドバランス賞の認定の取得	1	1	取得している、又は認定されている	× 1
			0	取得していない、又は認定されていない	
④	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	1	1	認定されている	× 1
			0	認定されていない	
オ 障害者雇用に関する取組		配点	評価	評価基準	掛率
①	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.3%の達成	1	1	達成している（従業員43.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用している（従業員43.5人未満）	× 1
			0	達成していない（従業員43.5人以上）、又は障害者を1人以上雇用していない（従業員43.5人未満）	
カ 健康経営に関する取組		配点	評価	評価基準	掛率
①	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のAAAクラス若しくはAAクラスの認証	1	1	認定若しくは認証を受けている	× 1
			0	認定若しくは認証を受けていない	
合計点					